

防衛省が発行する新型コロナワクチン接種証明書に関する Q & A

(令和4年3月1日版)

1. 総論	1
Q 1 - 1 市区町村から発行される接種証明書とどう異なるのですか。	1
Q 1 - 2 国内用と海外・国内共用の接種証明書の違いは何ですか。	1
Q 1 - 3 接種証明書にはどのような内容が記載されるのですか。	1
Q 1 - 4 どの国・地域で使えますか	1
Q 1 - 5 この接種証明書を持っていない人は、海外渡航できないのですか。	1
Q 1 - 6 接種証明書を提示すると、どのような防疫上の措置が緩和されるのですか。	2
Q 1 - 7 発行に手数料は発生するのですか。	2
Q 1 - 8 この接種証明書に有効期限はありますか。	2
Q 1 - 9 在日米軍従業員であればだれでも交付を受けられるのですか。	2
2. 申請	2
Q 2 - 1 申請先を教えてください。市区町村でも発行を受けられますか。	2
Q 2 - 2 申請方法を教えてください。	3
Q 2 - 3 接種証明書は海外渡航のためだけに、申請を受け付けるのですか。パスポートを持たない人は申請可能ですか。	3
Q 2 - 4 在日米軍から2回接種を受けたあとに転居した場合、どこに申請すればいいのですか。	3
Q 2 - 5 在日米軍から2回接種を受けたあとに退職した場合でも申請できますか。	3
Q 2 - 6 在日米軍から1回接種を受けたのですが、申請できますか。	3
Q 2 - 7 在日米軍から計3回接種を受けました。2回分の接種証明書を取得していますが、接種3回分の証明書をもろうにはどうすればいいのですか。	3
Q 2 - 8 現在、パスポート(旅券)を申請中です。この接種証明書の申請はできますか。	4
3. 発行	4
Q 3 - 1 この接種証明書の交付枚数は1度の申請で1枚だけですか。	4
Q 3 - 2 紛失(き損)した場合、再発行は可能ですか。	4
Q 3 - 3 窓口申請の場合、その場ですぐ交付してもらえますか。	4
Q 3 - 4 この接種証明書には、防衛省から正式なものとしてスタンプが押されますか。	4
Q 3 - 5 外国籍の場合、接種証明書は発行してもらえますか。	4
Q 3 - 6 別名併記(旧姓・別姓・別名)の取扱いはどうなりますか。	5
Q 3 - 7 旅券に別名併記がないが、住民票、マイナンバーカード等には旧姓が併記され	

ている場合（又はその逆の場合）、どちらの表記の証明書が発行されますか。	5
4. その他.....	5
Q 4 - 1 この接種証明書は日本への帰国時にも利用できますか。	5
Q 4 - 2 電子化はされますか。	5
Q 4 - 3 接種証明書に二次元コードは付されないのでしょうか。	6
Q 4 - 4 接種証明書に二次元コードが付されませんが、それでも海外では有効な のでしょうか。	6
Q 4 - 5 市区長村での接種証明書様式と異なりますが、防衛省発行のワクチン接種 証明書は国内でも使えるのでしょうか。	6
Q 4 - 6 その他の問い合わせ先について。	6

1. 総論

Q 1 - 1 市区町村から発行される接種証明書とどう異なるのですか。

A. 防衛省から発行されるワクチン接種証明書は、在日米軍が保有するワクチンの接種を受けた、防衛省が雇用する在日米軍従業員の方を対象に発行するものです。対象者は市区町村から接種証明書の交付を受けることができないため、雇用主である防衛省から発行することとしたものです。

Q 1 - 2 国内用と海外・国内共用の接種証明書の違いは何ですか。

A. 海外・国内共用の接種証明書では国内用の接種証明書の記載事項が英語表記されることに加え、パスポートの国籍・地域や旅券番号が記載されます。

Q 1 - 3 接種証明書にはどのような内容が記載されるのですか。

A. 氏名、生年月日、接種記録（ワクチンの種類、接種年月日、ロット番号など）が記載されます。海外・国内共用には、これらに加え氏名のローマ字表記、パスポートの国籍・地域や旅券番号が英語表記で記載されます。

Q 1 - 4 どの国・地域で使えますか。

A. 海外・国内共用の接種証明書の利用が可能となる対象国・地域については、市区町村から発行される接種証明書と同様です。下記の外務省の Web サイトをご確認ください。

▼接種証明書の利用が可能となる対象国・地域について

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

Q 1 - 5 この接種証明書を持っていない人は、海外渡航できないのですか。

A. 海外・国内共用の接種証明書がないと海外への渡航を認めないとするものではありません（ただし、一部の国においては、入国時における行動制限の緩和等を受ける時に提示を求められる場合があります）。接種証明書があれば、一部の国・地域への渡航の際に、その国に入国する際の防疫措置が緩和されることがあります。ご不明な点は、最寄りの防衛局・防衛事務所までご相談ください。

Q 1 - 6 接種証明書を提示すると、どのような防疫上の措置が緩和されるのですか。

A. 接種証明書による具体的な緩和措置は、国・地域にとって異なります。一般論でいえば、入国時の隔離期間の短縮又は免除や出発前 PCR 検査陰性証明の提出および到着時の PCR 検査の免除といった措置が考えられます。具体的な緩和措置については、下記の外務省の Web サイトから適時情報提供されます。

▼具体的な緩和措置について

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

Q 1 - 7 発行に手数料は発生するのですか。

A. 接種証明書の発行は無料ですが、郵送にて申請する際の郵送料及び返信用封筒に貼付する切手代は自己負担です。なお、最寄りの防衛局・防衛事務所への持ち込みによる申請も受け付けております。

Q 1 - 8 この接種証明書に有効期限はありますか。

A. 接種証明書はワクチン接種の事実を公的に証明するものであり、証明書自体の有効期限はありません。ただし、証明書の提示を受ける側（相手国等）で一定期間内のものに限るなど条件がある可能性があります。最新の渡航先の国・地域の入国条件については、下記の外務省の Web サイトをご確認ください。

▼接種証明書の利用が可能となる対象国・地域について

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

Q 1 - 9 在日米軍従業員であればだれでも交付を受けられるのですか。

A. 本証明書は、在日米軍が保有するワクチン（モデルナ又はファイザーに限る）の接種を令和 3 年 6 月 1 0 日以降に受けた在日米軍従業員に対してのみ、交付されます。

2. 申請

Q 2 - 1 申請先を教えてください。市区町村でも発行を受けられますか。

A. 最寄りの防衛局・防衛事務所に申請してください。市区町村では取り扱っておりません。

Q 2 - 2 申請方法を教えてください。

- A. ①「[新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書](#)」、②旅券（パスポート）、③接種記録カード（CDCカード）をご用意ください。郵送の場合、②及び③は写しを提出してください。

Q 2 - 3 接種証明書は海外渡航のためだけに、申請を受け付けるのですか。パスポートを持たない人は申請可能ですか。

- A. 国内用の接種証明書については、パスポートを持っていなくても発行可能です。海外・国内共用の接種証明書の発行にのみパスポートが必要です。

Q 2 - 4 在日米軍から2回接種を受けたあとに転居した場合、どこに申請すればいいですか。

- A. 転居先の最寄りの防衛局・防衛事務所に申請してください。

Q 2 - 5 在日米軍から2回接種を受けたあとに退職した場合でも申請できますか。

- A. 在日米軍従業員として、在日米軍からワクチン接種を2回受けた後に退職された方については、対象となります。退職手続きを行った防衛局・防衛事務所に申請してください。

Q 2 - 6 在日米軍から1回接種を受けたのですが、申請できますか。

- A. 接種証明書は接種の事実を公的に証明するものですので、1回でも証明書の発行は可能です。ただし、現在我が国で承認されているワクチンは2回の接種が必要とされており、海外渡航に際しては、相手国から、2回の接種を終えていることが求められると考えられますので、1回の接種のみでの申請・発行は、相手国から有効な接種証明と認められない可能性があります。（なお、1, 2回目のワクチン接種を自治体で受け、今3回目で初めて米軍によるワクチン追加接種を受けた方にも、米軍によるワクチン接種を受けたその1回分についての証明書を発行します。）

Q 2 - 7 在日米軍から計3回接種を受けました。2回分の接種証明書を取得していますが、接種3回分の証明書をもろうにはどうすればいいですか。

- A. 改めて申請いただければ、3回分の接種記録をまとめて記載した証明書を新たに発行いたします。

Q 2 - 8 現在、パスポート（旅券）を申請中です。この接種証明書の申請はできますか。

A. 接種証明書には旅券番号を記載するため、申請時における旅券の提示（郵送の場合は写しの提出）が必要です。旅券を取得してから申請してください。

3. 発行

Q 3 - 1 この接種証明書の交付枚数は1度の申請で1枚だけですか。

A. 接種証明書は、基本的には、提出するのではなく、提示するだけであると想定していますので、1度の申請につき原則1部のみを発行します。

Q 3 - 2 紛失（き損）した場合、再発行は可能ですか。

A. 接種証明書を紛失等した場合には、改めて発行元の防衛事務所に申請をしてください。再度申請がある毎に、1部発行されます。申請回数に制限はありません。

Q 3 - 3 窓口申請の場合、その場ですぐ交付してもらえますか。

A. 基本的には数日程度かかりますが、申請先の防衛局・防衛事務所にお問い合わせください。

Q 3 - 4 この接種証明書には、防衛省から正式なものとしてスタンプが押されますか。

A. 押されません。今回の証明書発行にあたっては、スタンプ（公印）の無い所定の様式をもって諸外国にお知らせしています。

Q 3 - 5 外国籍の場合、接種証明書は発行してもらえますか。

A. 日本に住民票がある場合、又は、居住実態があると市区町村において認められ、在日米軍従業員であって在日米軍が保有するワクチン（モデルナ又はファイザーに限る）の接種を令和3年6月10日以降に受けた方であれば、国籍を問わずに、申請に基づき発行されます。

Q 3 - 6 別名併記（旧姓・別姓・別名）の取扱いはどうなりますか。

A. 海外・国内共用の接種証明書は、旅券の表記に合わせる必要があるため、旅券に旧姓・別姓・別名の記載がある場合、接種証明書にも旧姓・別姓・別名を記載します。国内用の接種証明書は、併記の有無を選択することができます。併記する場合、住民票や戸籍など旧制・別姓・別名を確認できる本人確認書類が必要です。

Q 3 - 7 旅券に別名併記がないが、住民票、マイナンバーカード等には旧姓が併記されている場合（又はその逆の場合）、どちらの表記の証明書が発行されますか。

A. 海外・国内共用の接種証明書については、旅券の記載に合わせて発行されます。国内用の書面の接種証明書は、併記の有無を選択することができます。

4. その他

Q 4 - 1 この接種証明書は日本への帰国時にも利用できますか。

A. 令和 3 年 10 月 1 日以降、入国時・帰国時の検疫で、有効なワクチン接種証明書の「写し」を提出する方は、日本の水際対策措置の緩和が認められます。詳しくは、厚生労働省 HP「ワクチン接種証明書の「写し」の提出について」や、9 月 27 日に公表した「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）」をご覧ください。

▼「ワクチン接種証明書の「写し」の提出について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html

▼「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html

Q 4 - 2 電子化はされますか。

A. 現時点では紙での発行となります。

Q 4 - 3 接種証明書に二次元コードは付されないのでしょうか。

A. 現時点では対応していないため、発行する接種証明書に二次元コードは付されません。

Q 4 - 4 接種証明書に二次元コードが付されませんが、それでも海外では有効なのでしょうか。

A. 二次元コードが付されていない接種証明書も、我が国の接種証明書を防疫措置の緩和等で認める国においては引き続き有効と考えております。ただし、渡航先の国によっては今後二次元コードを必須とするケースもあり得ます。(なお、お手持ちの CDC カードでも緩和等が受けられる国もあります。お困りの際は最寄りの防衛局・防衛事務所にご相談ください)

Q 4 - 5 市区長村での接種証明書様式と異なりますが、防衛省発行のワクチン接種証明書は国内でも使えるのでしょうか。

A. 国内でも有効です。

Q 4 - 6 その他の問い合わせ先について。

A. 下記に記載のある最寄りの防衛局・防衛事務所にご相談ください。

三沢防衛事務所

〒033-0012 青森県三沢市平畑 1 - 1 - 3 1

TEL: 0176-53-3191

横田防衛事務所

〒197-0003 東京都福生市熊川 8 6 4

TEL: 042-551-6722

横須賀防衛事務所

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町 1 - 8 横須賀地方合同庁舎

TEL: 046-822-2492

座間防衛事務所

〒242-0004 神奈川県大和市鶴間 1 - 1 3 - 2

TEL: 046-265-6130

富士防衛事務所

〒412-0042 静岡県御殿場市荻原 6 0 6

TEL: 0550-82-1623

京都防衛事務所

〒604-8482 京都府京都市中京区西ノ京笠殿町 3 8 京都地方合同庁舎

TEL: 075-812-1887

岩国防衛事務所

〒740-0027 山口県岩国市中津町 2 - 1 5 - 7

TEL: 0827-21-6195

佐世保防衛事務所

〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町 2 - 1 9 佐世保合同庁舎

TEL: 0956-23-3157

沖縄防衛局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 2 9 0 - 9

TEL: 098-921-8131

防衛省 地方協力局 労務管理課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

TEL: 03-5366-3111 (内線 36544・36545・36546)

Mail: vaccinepassport_bouei@ext.mod.go.jp